

第36回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年4月30日(火)

開 会 午後2時00分

閉 会 午後3時05分

2. 場 所 名取市役所6階第1会議室

3. 提出議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に対する意見について

議案第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定について

4. 報告事項

(1) 農地法第4条の規定による届出について

(2) 農地賃借権解約について

(3) 農地使用貸借権解約について

(4) 非農地証明願出について

(5) 農地の現状変更届出について

5. 出席委員(28人)

会 長 15番 大友 正一

農業委員 1番 相澤 喜美

2番 今野 一忠

3番 洞口 ゆかり

4番 武田 由美子

5番 入間川 昭一

6番 佐伯 美和

7番 入間川 康弘

8番 渡邊 正明

9番 大内 繁徳

10番 布田 順一

11番 松浦 岩男

12番 昆布谷 功治

13番 松浦 朋子

14番 引地 長一

推進委員 1番 大内 伸一

2番 山路 康則

3番 長田 幸夫

4番 菅野 弘一

5番 齋 重昭

6番 遠藤 勝典

8番 三浦 裕一

9番 櫻井 勉

10番 武藤 光雄

11番 西山 剛

12番 松浦 崇

13番 松浦 正博

14番 相澤 早苗

欠席委員推進委員 7番 橋浦 福男

6. 事務局出席職員

事務局長 仙石 明光 事務局長補佐 菱沼 弘一 主査 伊藤 政文

7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第36回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから、名取市農業委員会第36回総会を開催いたします。
本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員13名、計28名出席です。
よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

7番 入間川 康弘 委員 8番 渡邊 正明 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。佐伯美和代表委員、説明をお願いします。

○ 3班代表委員（佐伯美和委員）

第3班代表委員の佐伯美和です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和6年4月30日提出。

番号1、大字・字・地番は、愛島笠島字西南沢96番1、地目は、登記・現況共に田、登記面積は519㎡です。転用目的は、仮設現場事務所駐車場（一時転用）です。貸付人・借受人の住所・氏名については議案書のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は賃借権設定、期間は令和6年6月1日より1年10か月です。賃料は1㎡あたり月額29円、総額で330,000円です。川内沢ダム本

体工事に伴う駐車場として一時転用し、駐車台数は19台分です。

位置図・公図につきましては議案書の3ページ、審査内容及び土地利用計画は、担任委員会資料の1ページ、2ページをご覧ください。申請地は市道笠島川内線を川内沢橋から400mほど西に進んだところに位置します。宮城県の川内沢ダム工事を請け負った企業の既存の現場事務所の向かい側にあり、従業員用駐車場として一時転用するものです。貸付人は所有者である父親から使用貸借して耕作していますが、父親から今回の賃貸借設定について同意を得ており、県への照会でも問題ないとの回答を得ています。路盤材で整地し、土砂流出が懸念される箇所は土留矢板を設置することですが、具体的な箇所について質問したところ、道路側のみとの回答でしたので、段差のある北側にも崩落防止のために矢板を設置するように、また工事後の現状復帰についても貸付人立ち合いのもと納得のいく復帰に努めるよう、助言しました。

番号2、大字・字・地番は、本郷字町田122番1、地目は、登記・現況共に田、登記面積は173㎡です。転用目的は、通路兼駐車場用地で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。開発許可は否で、転用目的に係る事業又は施設の概要は売買、1㎡あたり289円で、総額50,000円です。福利厚生施設の侵入路兼駐車場として使用し、駐車台数は3台分です。

位置図・公図につきましては議案書の4ページ、土地利用計画図及び農地法5条の判断基準は担任委員会資料3ページ、4ページをご覧ください。申請地は国道4号線沿いの農業資材を扱う店おてんとさん名取店の東側約500m、志賀沢川の堤防の北に位置しています。譲受人は仙台市で外国人向けの日本語教室等を経営している会社で、申請地の北の宅地と建物も購入してリフォームし、従業員の福利厚生施設として利用する予定ですが、申請地手前の堤防から下って出入りするしかなく、駐車場も足りないことから今回の申請に至ったものです。盛土の予定は無く整地して芝生を植え、雨水は自然浸透で処理をします。堤防が崩れる恐れはないが発生した場合は対処するとの回答です。

番号3、大字・字・地番は、高館吉田字北宮神明6番3、地目は登記・現況共に畑、登記面積は1,380㎡です。転用目的は資材置場で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は売買で、1㎡あたり1,449円、総額2,000,000円です。浄化槽及び浄化槽に付帯する機器の置場として使用するための転用です。

位置図・公図につきましては議案書5ページ、審査内容及び土地利用計画図は担任委員会資料5ページ、6ページをご覧ください。申請地は県道名取村田線から中在家柳生線を200mほど北に入った所に位置します。譲受人は、浄化槽の販売・工事を行う会社で、事務所が高館にあることから資材置場に良いとして売買に至りました。砂利敷きで整地し東側に勾配をつけ自然浸透と既存水路に放流します。申請地の南側の土地も購入しそこを出入口とします。計画図にある既設作業場をリフォームして、

作業場ではなく物置として利用するとのことです。側溝や北側にある笹竹の手入れをし、近所の迷惑にならないよう助言しました。

番号4、大字・字・地番は、高館熊野堂字大沢38番1、地目は、登記・現況共に田、登記面積は487㎡です。転用目的は、資材置場及び駐車場で、貸付人・借受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は賃借権設定で、期間は許可日より20年間です。賃料は1㎡あたり月額103円、年額600,000円です。資材置場及び駐車場、駐車場は4台駐車できます。

位置図・公図につきましては、議案書6ページ、審査内容及び土地利用計画図は、担任委員会資料7ページ、8ページをご覧ください。申請地は、仙台南インターチェンジのトラックターミナルより大沢地区へ1kmほどの場所になります。借受人は、外構工事を中心に建築工事を行っている会社で、隣接する事務所の東側の田を資材置場及び駐車場に転用するものです。内側に盛土をして碎石を敷いて十分に転圧します。雨水は南西側に勾配をつけ、既存の側溝へ放流します。周辺は主に山林で、周辺の営農条件に支障を及ぼす恐れはないものと思われます。

番号5、大字・字・地番は、高館熊野堂字五反田136番1、地目は、登記・現況共に畑で、登記面積は478㎡です。転用目的は、資材置場で、貸付人・借受人住所・氏名については、議案書のとおりです。開発許可は否で、転用目的に係る事業又は施設の概要は賃借権設定で、期間は許可日より10年間です。賃料は、1㎡あたり月額7.3円で、年額420,000円です。樺、木材、足場等の資材置場として使用します。

位置図・公図につきましては、議案書7ページ、審査内容、土地利用計画図については、担任委員会資料9ページ、10ページをご覧ください。申請地は、熊野堂柳生線を宮城交通南営業所方面に曲って100mほどの道路沿いです。借受人は一般住宅や神社仏閣建築等を手掛けている工務店で、高柳地区に保管していた樺や他の木材等が震災ですべて流されたため山側に土地を探していたところ、高速道路のインターチェンジも近く流通の便も良いことから今回の申請に至ったものです。碎石を敷き、雨水は自然浸透としますが、北西側に勾配をつけ既存の側溝へ流します。農地に面している北側と西側は既存の擁壁で囲まれており、土砂が流出する恐れはありません。木材・資材の保管の高さに十分注意し、事故のないよう助言しました。

議案第1号1番から5番については4月23日の担任委員会で現地調査を行い、番号1につきましては貸付人または借受人の社員から、2番は譲受人の代理の行政書士から、3番は譲受人の社員と仲介した不動産会社の社員から、4番は代理の行政書士から、5番は借受人本人から実情を聴取しました。担任委員会資料1ページから10ページの「農地転用許可基準及び審査内容」でお示しのとおり農地の転用については問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の松浦崇委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（松浦崇推進委員）

議案第1号1番から5番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。1番については、仮設工事事務所の駐車場への一時転用で、事業終了後は、原状回復するとの説明を受けましたので、問題はないものと考えます。2番は、通路兼駐車場へ転用であり、土砂の流出などによる周辺農地への影響は発生しないと考えます。3番は、資材置場への転用であり、土砂の流出などによる周辺農地への影響は発生しないと考えます。4番は、資材置場及び駐車場への転用であり、土砂の流出などが発生しないよう、盛土等は十分に転圧を加えるとのことで周辺農地への影響は発生しないと考えます。5番は、資材置場への転用であり、北側及び西側には、擁壁を設置していることから、土砂の流出などによる周辺農地への影響は発生しないと考えます。

以上、1番から5番については、申請内容に問題がないと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。佐伯美和代表委員、説明をお願いします。

○ 3班代表委員（佐伯美和委員）

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和6年4月30日提出。

番号1、大字・字・地番は、愛島笠島字学市127番1、地目は登記田、現況宅地、登記面積306㎡、他2筆、地目は登記田、現況宅地。面積297㎡、（田3筆・畑0筆）合計面積603㎡で。転用目的は農業用倉庫建築です。申請人の住所・氏名に

については、議案書のとおりです。開発許可は否。転用目的に係る事業又は施設の概要は、農業用倉庫は2棟。平屋建で建築面積は382㎡です。なお、この案件は追認事案であり、顛末書が提出されました。

位置図・公図につきましては、議案書の9ページ、審査内容及び土地利用計画図については、担任委員会資料11ページ、12ページをご覧ください。申請地は愛島公民館より100mほど東に位置します。申請人の父親が昭和58年頃倉庫（豚舎）を建て、平成の初め頃に糠小屋・ビニールハウスを増築していったとのこと。平成13年に贈与で父親から取得した際、手続きはすべて完了していると思っていたのですが、令和6年3月に近くの畑を購入する手続きで農業委員会に相談に行ったところ、申請地の違反転用が分かり、今回の申請に至ったものです。申請人は現在も営農しており、ビニールハウスは主に育苗ハウスとして、倉庫（豚舎）は育苗作業場や農機具の保管庫として、糠小屋も適切に使用されていました。

4月23日の担任委員会で現地調査を行い、申請人本人から実情を聴取しました。本人からは顛末書も提出されており、今後は農地法による転用手続きを遵守するよう指導しました。申請人も深く反省していることから追認については止むを得ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の松浦崇委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（松浦崇推進委員）

議案第2号1番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。1番は、農業用倉庫建築への転用であり、前所有者が養豚業を営むため、昭和58年頃、転用許可を受けずに豚舎を建築したものです。現在は農業用倉庫兼作業場として利用し、追加で建築した糠小屋（粃穀庫）、育苗用ハウスも引き続き利用しており、周辺農地への影響は発生していない状況にあります。

申請人からは、顛末書が提出されており、追認は止むを得ないと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員から説明・意見等をいただきました。この案件についてご質問等はありませんか。

○ 9番（大内繁徳委員）

転用の面積について質問します。宅地とのことですが、担任委員会資料12ページ土地利用計画図では、ビニールハウスの横に、地番でいえば127番1の中に畑とあるのですが、この農地を含めての転用となるのでしょうか。

○ 事務局（伊藤主査）

お答えします。こちらは畑も含めまして、ビニールハウスも含めまして127番1の土地となっておりますので、含まれている、ということになります。

○ 議長（大友正一会長）

転用は127番1に全部含まれるということで、よろしいでしょうか。

○ 議長（大友正一会長）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

次に、議案第3号に入る前に、議案と関連がありますので、長田幸夫推進委員は、退席願います。

（長田幸夫推進委員 退席）

《議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題いたします。佐伯美和代表委員、説明をお願いします。

○ 3班代表委員（佐伯美和委員）

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和6年4月30日提出。

番号1と番号2は関連がありますので続けて説明します。

番号1、大字・字・地番は、堀内字梅60番、地目は登記・現況共に田で、登記面積は1,030㎡です。権利種別は交換、譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。譲受人の経営面積は479a、世帯人・労力人は共に4人、備考として番号2との交換です。

番号2、大字・字・地番は、堀内字梅61番、地目は登記・現況共に田で、登記面積は1,137㎡です。権利種別は交換で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。譲受人の経営面積は171a、世帯人・労力人は共に3人、備考として番号1との交換です。

位置図・公図は議案書11ページ、農地法3条の判断基準は、担任委員会資料13ページをご覧ください。申請地は、国道4号線岩沼との市境から北東へ約500mのところに位置します。番号1番号2とも譲渡人・譲受人の田を効率的に耕作できるように両者の合意で交換するとのことです。

番号3と番号4も関連がありますので、続けて説明します。

番号3、大字・字・地番は、飯野坂字下大畔211番、地目は登記・現況共に田、登記面積は3,002㎡。権利種別は交換で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。譲受人の経営面積は154a、世帯人6人、労力人3人、備考として番号4との交換です。

番号4、大字・字・地番は、飯野坂字下大畔213番、地目は登記・現況共に田、登記面積は2,998㎡。権利種別は交換で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。譲受人の経営面積は1,063a、世帯人6人、労力人2名で、備考として番号3との交換です。

位置図・公図については議案書12ページ、農地法3条の判断基準は、担任委員会資料13ページをご覧ください。申請地は仙台東部道路の名取中央スマートインターチェンジから南へ約500mのところに位置します。番号3と番号4の田を交換することになった経緯ですが、飯野坂ライスサポートセンターの乾燥調整施設が所在している場所の北側の農地一帯に区画整理が予定されていることから、将来既存の乾燥調整施設の移転が必要となります。移転適地を検討したところ、役員を務める番号3の譲受人が所有する田(地番211番)と西隣の田(地番212番)とを合わせて、6反歩くらいの田を転用して建築する考えていました。しかし機械乾燥調整施設は、道路に面している部分が多いと施設に入りやすい、また当日の作業効率が良いことから番号3と番号4の田を交換し、地番213番と212番に将来乾燥調整施設を建築したいとして、今回の申請に至ったとのことです。

番号5、大字・字・地番は、上余田字市坪327番、地目は登記・現況共に田、登記面積812㎡外18筆。他18筆の地目は登記・現況共に田、面積13,497㎡、合計14,309㎡です。権利種別は贈与で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。譲受人の経営面積は187a、世帯人6人、労力人2名で、備考として贈与、後継者への贈与です。

申請地は、上余田にある葬祭場ベルコシティホールの西約300mのあたりに点在しています。同居する父親から後継者への贈与です。両親ともに体調不良であり農業に従事出来なくなったことから所有権を移し、譲受人は繁忙期には近所の応援をうけながら、米やクレソン等を栽培していくとのことです。

4月23日の担任委員会で番号1から番号4までは現地調査を行い、それぞれの申請者本人から実情を聴取しました。番号5については写真確認です。番号1と番号2は隣接する所有者同志での利便性をはかるため、面積の差についても合意しているとのことです。番号3と番号4も面積の差も含めて合意しているとのことでした。番号5についても、判断基準は満たしております。担任委員会資料13ページの「農地法第3条の判断基準」でお示しのとおり、許可については問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の松浦崇委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（松浦崇推進委員）

議案第3号1番から4番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。1番及び2番は、耕作の効率化及び農地の集約化を図るための農地交換です。3番及び4番は、農地の集約化と将来の農業用施設用地の確保としての農地交換です。1番から4番は、許可については、問題はないものと考えます。5番は、後継者への贈与です。いずれも適切に管理するとの事から、許可について問題はないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員から説明・意見等がありました。この案件について、ご質問等はございませんか。

○ 議長（大友正一会長）

なしでよろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友会長）

「挙手全員」でありますので、議案第3号は原案のとおり決定といたします。

ここで、長田幸夫推進委員に着席していただきます。

（長田幸夫推進委員 入室）

《議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」事務局より説明願います。

○ 事務局（伊藤主査）

それでは、議案書15ページをご覧ください。議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」、このことについて令和6年4月9日、「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和6年4月30日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規14件72,782.19㎡、更新0件、合計14件72,782.19㎡。

2 利用権を設定する土地

田38筆66,294.00㎡、畑11筆6,488.19㎡、

合計49筆72,782.19㎡。

3 利用権を設定する土地

- ① 利用権の種類。賃借権設定8件、所有権移転6件。
- ② 賃借権の存続期間。3年1件、5年5件、10年2件。
- ③ 借賃（10a当り）。30kg1件、40kg1件、45kg2件、60kg1件、
6,000円1件、10,363円1件、10,417円1件。
- ④ 所有権移転の売買総額。200,000円2件、300,000円1件、
600,000円1件、2,844,100円1件、
6,883,800円1件
- ⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和6年4月30日予定。

5 詳細につきましては、議案書16ページから19ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、これについてご質問はございませんか。
〔なし〕の声あり

○ 議長（大友正一会長）

なしとのことですが、私の方から1点あります。議案書17ページをご覧ください。貸付人ですが、皆様の中にはこの名前に見覚えがあるかと思います。貸付人は過去に或る農地を取得しようとしたことで、当農業委員会は裁判をかけられたことがありました。私は、本人が所有する既存の農地は問題ありませんが、新たに取得した農地を他人へ貸付け、自らは耕作を一切行わないのは間違ったやり方だと考えているのです。今回の申請は既存の農地ですが、以前から耕作放棄地として挙げられていた案件でした。たまたま今回の申請地の周辺にはいちご等野菜を作付けている方々がいて、農地を貸してほしいとの要望に応じての申請だと思うのですが、今後、水田を購入したのに自らは耕作せずまた貸しする、このような案件の申請が出た場合の対処が、農業委員会では問われます。この辺りを委員の皆さんでもうすこし練らないといけないのではないかと私なりに思っている次第です。

これについて、意見はございませんか。

○ 11番（松浦岩男委員）

このことで、貸付人の名前が広まるのではないかと思います。借り手は規模拡大ということで農地を求めたと思うのですが、貸し手は自分からで農地を求めたのに、他人に貸すということは、この前新聞にも掲載されたことがありましたが、農地法第3条の2項に該当すると思います。自分が耕作していて、どうしても手が回らなくなり貸し付ける場合もあると思うのですが。貸手について私は知っています、労力人として配偶者、息子もいる。本人は70代半ばですが、もう少し農業はやれると思います。昔は野菜を懸命に作っていて市場に出し、女性部で活躍していました。頑張っ

いた方なので、説明すればわかると思います。皆で指導しながらぜひ農業になじんでもらうとよいと思います。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか

○ 議長（大友正一会長）

この案件の農地は、耕作放棄地として10年来何も作られていない農地です。後から参入してきたいちご栽培の方で何か使いたいという話があり、私の所有する農地の隣でもあるので少しお話を聞くこともあります。草刈り等をきちんと行い、就農に対するきちんとした姿勢が見える方々です。一方で貸す側の人が新たに農地を取得したいと相談に来た時は、農業委員会の対応が大事です。その人は水田を20年来他人に貸しています。その人が、今から苗を育て農業用機械を全部買って、農業を行うようには、私は地元の人間として見て、見えてこないのです。本人は空港の駐車場に勤めていて、配偶者も病気がちだとか不安材料は色々ある。所有する農地の場所がわからなくなることがたまにあると話す人が農地を購入したいと相談にきた時は、きちんとした態度で対応すべきだと考えます。

今回の案件については、私は承認してよいと思いますが、この人については今後引き継ぐ案件も多いので皆さんよろしくお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、議案第4号は原案のとおり承認といたします。

《議案第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第5号「令和6年度最適化活動の目標の設定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（菱沼事務局長補佐）

議案第5号、「令和6年度最適化活動の目標の設定について」このことについて、「農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）」に基づき、別紙「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）」のとおり、令和6年度最適化活動の目標を設定したいので提案する。令和6年4月30日提出。

1. 設定する内容 別紙「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）」のとおり別紙議案第5号別紙資料に基づき令和6年度最適化活動の目標の設定について説

明を行った。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありました。これについて、ご質問はございませんか。

○ 議長（大友正一会長）

この場では、全て読み上げませんでした。各自読んでいただきたいとのことですのでよろしいでしょうか

〔「はい」「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、議案第5号は原案のとおり承認いたします。

《報告事項（1）農地法第4条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（3）農地使用貸借権解約について》

《報告事項（4）非農地証明願出について》

《報告事項（5）農地の現状変更届について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（1）「農地法第4条の規定による届出について」、報告事項（2）「農地賃貸借権解約について」、報告事項（3）「農地使用貸借権解約について」、報告事項（4）「非農地証明願出について」、報告事項（5）「農地の現状変更届について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（菱沼事務局長補佐）

別紙議案書により報告事項（1）から（5）について説明を行い、届出を受理した旨を説明した。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

○ 14番（引地長一会長職務代理）

報告事項（5）高柳字皇檀ヶ原222番の一部の現状変更届について質問します。これは3回目の変更申請が出されていますが、申請どおりになされているのか現場の状況はどうなっているのかを教えてください。

○ 議長（大友正一会長）

この件について、私から。事務局から写真を見せられました。3回も変更して、事務局としても今回が最後ですと指導しています。身勝手な方で、自分に合わせたものが出来なくて変更、また変更。そして畑ということで、作物の作れるような土を入れなくてはいけないとか色々と指導しましてようやく畑作物が作れるような表面にはなっていたようです。今回の担任委員会では、現場を見たのでしょうか。

○ 事務局（伊藤主査）

見ていませんでした。

○ 議長（大友正一会長）

事務局と私は写真を見て判断させてもらいました。大変きれいになっておりました。

○ 14番（引地長一会長職務代理）

隣接している土地に若干の土砂の流出があったと聞きました。その辺の対策はなされていたのでしょうか。

○ 議長（大友正一会長）

土留めがなされていたようですが、土留めより10cmくらい高くなってしまったのでしょうか。台風などが来るとどうしても流れてしまう可能性があります。土側溝は作った様です。写真で確認できました。

○ 議長（大友正一会長）

この申請者は、大きな声で議論し他人の意見を聞かない人で、指導する方は難儀していました。今回3回目は期限をつけました。4月末まできちんとやらなければ却下しますと。それでようやく届出通りに整えてくれているようです。

○ 議長（大友正一会長）

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありました。

それでは、報告事項（1）、から報告事項（5）について承認いたします。

《その他》

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局

〔5月の農業委員会行事日程の説明を行った。〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第36回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後3時05分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和6年4月30日

名取市農業委員会
議 長

大友 正一

署名委員 7番

入間川 康弘

署名委員 8番

渡邊 正明